

# 喜らす

## 保健センター

☎2959・5811

◆乳がん・子宮頸がんの無料検診  
対象者には6月下旬にクーポン券を送付しました。期限内に受診してください。

対象平成30年4月20日現在、市内在住で、平成29年4月2日～30年4月1日に次の年齢を迎えた方▼乳がん：40歳

▼子宮頸がん：20歳 受診期限31年1月31日(木) 受診場所 指定医療機関、保健センター(予約が必要)

◆早期不妊検査・不育症検査費と早期不妊治療費助成

不妊検査、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に加え、不育症検査を受けた夫婦を対象に、検査費や治療費の一部を助成しています。平成30年4月1日から31年1月31日まで終了する検査や治療は、31年3月29日(金)までに申請が必要です。対象や申請方法は、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

## 守りましょう

### 寄附禁止のルール



政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず禁止されています。

みんなで守ろう「三不運動」

①政治家は有権者に寄附を贈らない ②有権者は政治家に寄附を求めない ③政治家から有権者への寄附は受け取らない 問合せ選挙管理委員会事務局へ内線6062

## 国民年金の付加保険料

国民年金保険料に付加保険料月額400円を加えて納めると、将来受け取る老齢基礎年金を増額することができます。なお、利用には申し出が必要で、申し出のあった月から保険料が発生します。遡ることや付加保険料のみの納付はできません。

対象第1号被保険者(65歳未満の任意加入被保険者を含む) 持参品マイナンバーが分かるもの、身分証明書、認め印 ※保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けている方、国民年金基金に加入している

## 国民健康保険の「限度額適用認定証」と「標準負担額減額認定証」の更新・交付

### ●限度額適用認定証

医療機関に提示することで、医療費の支払いを世帯ごとの負担限度額までにできます。現在の認定証の有効期限は、7月31日(火)です。8月以降の認定証が必要な方は、更新・交付の手続きをお願いします。なお、70歳以上75歳未満で住民税課税所得が145万円未満の住民税課税世帯の方は、高齢受給者証が限度額認定証を兼ねるので手続きは必要ありません。

また、30年8月診療分から、高齢受給者証3割負担の方で住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方は、新たに申請が必要です。持参品個人番号が分かるもの、本人確認書類、被保険者証、印鑑、現在の限度額適用認定証(更新の方) ※国民健康保険税の未納がある方や、29年分の確定申告か、市民税・県民税の申告をしていない方には、認定証を交付できないことがあります

### ●標準負担額減額認定証

世帯全員が住民税非課税の場合、事前に申請することで、食事療養費標準負担額(入院中の食事代の一部)を減額できます。なお、現在、標準負担額減額認定証の交付を受けている方で、30年度も引き続き住民税非課税の方は、更新の手続きが必要です。持参品個人番号が分かるもの、本人確認書類、被保険者証、印鑑、現在の標準負担額減額認定証(更新の方)

申込み保険年金課へ内線1051

## 食中毒に気を付けましょう



気温や湿度が高くなると食中毒が多く発生します。次の三原則を守り、特に体力のない子どもや高齢者は、生肉を食べないようにしましょう。

### 食中毒予防の三原則①菌をつけない(手洗いを十分に行つて調理する)

②菌を増やさない(早めに食べる、冷蔵庫を上手に活用する) ③菌をやっつける(肉などは中心温度75℃で1分以上加熱する) 問合せ保健センター ☎2959・5811 か狭山保健所 ☎2

## 介護保険利用者負担割合が変更されます

941・6535

8月から、一定以上の所得がある方が介護サービスを利用したときの利用者負担の割合が2割から3割になります。認定をお持ちの方へ「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。ご確認ください。

対象①本人の合計所得が220万円以上 ②年金収入とその他の合計所得が、同一世帯内の第1号被保険者(65歳以上の方)が単身世帯の場合は340万円以上、2人以上世帯の場合

は463万円以上の方 問合せ長寿安心課へ内線1551

## 7月の日曜開庁は22日です

次の課では、毎月第4日曜日の午前中(8時30分～12時)に、一部の業務を行っています。なお、内容によっては、受け付けができない場合や、当日に処理が完了しない場合があります。詳細は事前にお問い合わせください。

開設課・問合せ▼市民課・内線1033 ▼保険年金課・内線1051 ▼市民税課・内線1093 ▼こども支援課・内線1534 ▼収納課・内線1074

## 後期高齢者医療の被保険者証の更新

### ●被保険者証の更新(8月以降は茶色になります)

現在の被保険者証(紺色)の有効期限は、7月31日(火)です。8月以降の受診には、7月中旬に簡易書留で送付される新しい被保険者証(茶色)をお使いください。

### ●一部負担金(窓口負担)を3割から1割に変更できる場合があります

平成30年度(29年分)の住民税課税所得が145万円以上で、次のいずれかに該当する方は、事前の申請により後期高齢者医療の窓口負担割合が1割になります。1割になると推定される方には、6月中旬に申請書を送付していますので、7月中旬に手続きをしてください。

▶被保険者が一人の場合は、収入額が383万円未満 ▶被保険者が複数いる世帯は、収入額の合計が520万円未満 ▶被保険者が一人で、世帯内の70歳～74歳の方の収入額との合計が520万円未満

### ●限度額適用認定証の交付

一部負担金の割合が3割で、住民税課税所得690万円未満の場合、30年8月診療分から医療機関などに提示することで、同一の医療機関などで月ごとに支払う医療費が自己負担限度額までに抑えることができます。交付には申請手続きが必要です。

### 持参品被保険者証

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・更新

世帯全員が住民税非課税の場合、医療機関などに提示することで、同一の医療機関などで月ごとに支払う医療費の自己負担限度額が減額されます。お持ちでない方は、交付の手続きをしてください。

※現在お持ちの方で、引き続き8月以降も適用になる方には、7月中旬に新しい減額認定証を送付しますので、手続きは必要ありません

### 持参品被保険者証

申込み保険年金課へ内線1575



## 狭山市ビジネスサポートセンターの正副センター長

中小企業、小規模事業者などが抱える経営課題の解決と、売り上げ拡大に向けた支援を行うため、「狭山市ビジネスサポートセンター」業務を、31年4月を目途に、産業労働センターで開始します。そこで、高いビジネスセンスと情報量を持ち、あらゆる相談に対応で

きる方を対象に、正副センター長を全国から募集します。

報酬月額▼センター長：100万円 ▼副センター長：60万円 ※業務内容、申込方法などの詳細は、市と産業労働センターのホームページをご覧ください 問合せ産業振興課へ内線2554

## (仮称)防災基本条例の市民検討委員

(仮称)防災基本条例に、皆さんの意見を反映させるため、市民検討委員を募集します。委員会開催日9月～31年3月の間で5回程度 対象20歳以上で市内在住・在勤の方 募

集人員若干名 ※書類審査あり 申込み8月17日(金)までに、応募用紙(危機管理課、地区センター)に用意。ホームページからもダウンロード)に必要事項を記入し、メールか郵送、ファクスで同課へ内線3695 ☎2954・8670

## 就労支援相談員(嘱託職員)

生活保護受給者に対して、就労意欲の喚起や履歴書の書き方などを指導します。採用期間10月1日(月)～31年3月31日(日) 勤務日時月々金曜日のうち4日間、9時～17時 募集人員1名 賃金月額15万円(賞与あり) 申込み7月31日



## 市民提案型協働事業

◆車いすを利用する方優先のピリヤード体験講座 日時7月21・28日(土) 13時～15時 場所 狭山元氣プラザ 対象市内在住・在勤・在学の16歳以上で車いすを利用している方 定員各日15名(多数は抽選) 申込み7月20日(金)までに障害者福祉課へ内線1590



## シニア芸能発表大会の参加者を募集

日程11月15日(木) 場所市民会館 内容新舞踊・民謡・コーラスなど 対象おおむね60歳以上の方 費用一組1万2千円(2名以上。老人クラブ会員は6千円) 申込み8月20日(月)までに費用を持って長寿安心課へ内線1576